大分市報
毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　安東玉彦
印刷所　高木印刷KK

大分市の人口（2月末）

総人口	125,585人
男	60,363人
女	65,222人
世帯数	27,475

国民年金　保険料の徴収が始まりました

みなさん方の老後、あるいは不幸な事態がおきた場合の所得保障を目的とした拠出制国民年金制度の保険料の徴収が四月一日から始まりました。

この制度は年金給付の財源として、被保険者から、三十四才までの方は月額一〇〇円、三十五才以上の方は月額一五〇円の保険料を納入していただきます。

この保険料は被保険者自身が納めなければならないのは勿論ですが、家庭の主婦とか家事を手伝つている人など、収入のない人の場合も合わせて、世帯主や配偶者も連帯して保険料を納めなければなりません。

納入は国民年金印紙で

保険料の納入方法は、毎月又は三ケ月に一度市役所で売る国民年金印紙を購入し、これを国民年金手帳の所定欄にはりつけ、市役所で検認を受けるという方法ですが市ではみなさん方の便宜をはかるため「郵便切手類売りさばき人組合」に年金印紙の売りさばきを委託してあります。なお、検認についても郵便切手類売りさばき人に依頼すれば国民年金手帳を市に持参し手続きを取つてくれますのでご利用下さい。

納期限は一、四、七、十各月の末日です

保険料の納期限は一月分から三月分までは四月末日、四月分から六月分までは七月末日、七月分から九月分までは十月末日、十月分から十二月分までは一月末日となつています。

納期限までに保険料を納めないと年金受給の場合に不利となつてきますから必ず納期限までに検認を受けて下さい。

保険料の前納は有利

将来の保険料をあらかじめ一年分、五年分、十年分、あるいは六十才までの全期分を前納することも出来るようになつています。この場合年五分五厘の割合で割引きされますので非常に有利です。

納めることが困難な場合は保険料が免除されます

生活保護法の保護を受けている人は勿論保険料が免除されますが生活が苦しくて、保険料を納めることが出来ない方も申請により保険料が免除されることになつています。なお、この基準は五人世帯で年間の所得が二〇万円程度以下であつて申請をすれば、県知事が生活調査の上保険料を免除するかどうかを決定することになつていますので市社会課でご相談下さい。

五月の連休は家族そろつて高崎山へ

晴れた空には鯉のぼりが泳ぎ、木々の緑は一段とはえて全く気持のよい今日このごろです。しかも五月二日、五日、七日と一日おきに休みが続きます。気候がよいときだけにただ何んとなく休みを過すのはもつたいない話です。休み前にキチンと計画をたて、休日を有効に使いたいものです。

ところで、旅行するにも家族もちは、こんざつする乗物を考えるとうんざりするしついどこか手近かで安上りなところはないかと物色します。

こんな家族づれに絶好なレクリエーションの場所があります。

それは高崎山の自然動物園です。目にしみるような新緑におおわれた高崎山、そのふもとにはどこまでも青い別府湾がひろがりいつも見なれた景色とはいえ、四季折々の風情はあるものです。

ジュピターの死後、お山の大将はタイタンにかわつたとはいえ、おサルのお客さん達えのサービスぶりは前にも増して一段とよいようです。

五月の連休は、家族そろつてぜひ一度高崎山自然動物園へおこし下さい。

写真＝サルとたわむれる観光客

福祉年金の所得状況届をだしましょう

福祉年金はその費用の全部を国が負担するため、所得制限をはじめとしたいろいろな支給制限があります。したがつて福祉年金をもらつている方は法律で所得制限に該当しないかどうか毎年一回所得状況を市長を経由して県知事に届出ることになつています。

この届出をしないと年金の給付を受けることが出来ませんので必ず届出て下さい。

届出事項は前年中の本人の所得額や、配偶者又は扶養義務者の所得税額等です。

届出の方法は五月六日から一、二、三、四月分の福祉年金が支給されますから指定郵便局でこの年金を受取つたのち社会課で届出をして下さい。

用紙は社会課に用意してありますから印鑑及び国民年金証書を持参して下さい。なお、出張所所在地域の方のため次の日程で係員が出向き受付けを行ないますからご利用下さい。

五月十日	南大分出張所
五月十日	鶴尾出張所
五月十一日	東大分出張所
五月十一日	萩原分所
五月十二日	日岡出張所
五月十二日	八幡出張所
五月十五日	寺崎公民館

時間は午前九時三十分から午後四時までです。

固定資産台帳の縦覧

市では、昭和三十六年度固定資産台帳の縦覧を五月十日まで課税課内で行なつています。

固定資産をお持ちの方は、期間中に台帳を閲覧して、記載されていることに異議のある方は、二十日まで審査請求を課税課にして下さい。期間経過後は異議申立ができませんのでご注意下さい。

なお、今年度の固定資産税第一期分の納期限は五月三十一日までとなつています。

引揚給付金の請求は5月16日まで

引揚者給付金の請求期限は五月十六日までで、この期間内に請求しないと請求権がなくなります。

まだ請求していない方は、この際至急市社会課へ請求書を提出して下さい。また、証拠書類がないなどの理由で、そのままにしている方も一応市社会課で受付をすませて下さい。

未請求者と思われる方には次の場合がありますのでご注意下さい

①終戦後外地で死亡した子供。この場合の外地死亡とは、本邦上陸までに死亡したもので年令に制限はありません。

②引揚後結婚して親子が別居し

③軍属として外地にいたもの。ただし中国、南方方面は昭和二十年十二月八日以前に渡航したもの

④軍人で家族を同伴していたもの

⑤外地に生活の本拠があつて、終戦の時本邦に帰任中であつたもの（条件に制限があります）

⑥両親が外地におつて子供は、全く外地には行つたことがないもの（条件に制限があります）

なお、このほかと不審のある方は五月十六日まで社会課へご相談下さい。

生活更生資金を貸します　受付は15日から

大分市では、昭和三十六年度の生活更生資金を次により貸付けます。申込みの受付けは五月十五日から月末まで社会課で行ないますので、希望者はお申込み下さい。

①生活更生資金の目的

この資金は、大分市に住んでいる方で所得が低いため現在生活に困つており、将来自立更生ができる者に貸付けます。

②どんな人が借りられるか

この資金は生活保護法、母子福祉資金の貸付け等に関する法律の適用を受けない世帯で、所得の低いため現在生活に困つており、この資金を借り受けることによつて、将来更生のできる見込みのある方

③貸付けの種類と貸付金額の限度

1、生業資金＝事業を始めるに必要な資金で貸付額は三万円以内、

2、支度資金＝扶養している児童の就職に際し必要な資金で貸付額は一万円以内

3、技能習得資金＝事業を始めるため、または就職するために必要な知識を習得するのに必要な資金で知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲で貸付額は月額一、〇〇〇円以内

4、生活資金＝技能習得資金の貸付けを受けて知識、技能を習得している期間中の生活を維持するに必要な資金で、貸付額は本人につき月額一、〇〇〇円以内

5、事業継続資金＝事業を継続するのに必要な資金で、貸付額は三万円以内

④貸付の方法と利率

生業資金、支度資金＝一年据置きで三年以内に償還、利子は年二分

技能習得資金、生活資金＝六ケ月据置きで五年以内に償還、利子は年三分

事業継続資金＝六ケ月据置きで、二年以内に償還、利子は年二分据置期間中はいずれも無利子とします。

5月5日は　こどもの日　こどもの人権尊重を忘れずに

五月五日は「こどもの日」ですが、この日から一週間は「児童福祉週間」として全国的に子どもを中心としたいろいろな行事が行なわれます。

「こどもの日」は、こどもの人格を重んじ、こどもの幸福を図るため「児童憲章」が制定された記念日にあたるわけですが、この日から始まる「児童福祉週間」は国連が「児童権利宣言」を採択してから三年目の週間にあたります。

そこで、この一週間は、こどもの人権を尊重し、健全な育成をはかるため家族そろつて話し合い、少しでもこどもが幸福になるように努めたいものです。

最近青少年の不良化が問題になつていますが、こどもの不良化の原因は、いろいろありますが親の権力によつて、こどもの人格を考えず頭からおさえようとしたり、こどもの教育に無責任であつたりすることが多いようです。

これを機会に、こどもの将来に不安を感ずる家庭はこどものための家庭環境を改善したり、或はこどものなやみや精神的不安をなくすため家中みんなで話してみましょう。もし家庭内で解決できないような場合には、ご遠慮なく市の民生、児童委員にご相談なさるか児童相談所、福祉事務所などの関係機関に相談なさるかして一日も早く善処し、幸福な明るい家庭を築いていくよう努めましょう。

五月十四日は母の日

また、五月十四日は「母の日」ですが、この日は家族全部で、日頃家事においまわされ忙しい思いをしているお母さんの労をねぎらい、お母さんへ感謝することを忘れないでいただきたいものです。

大分市消防職員の募集

大分市消防署では次の要領で消防職員を募集します。

大分市消防要員　募集要領

一、応募資格

心身共に健全な男子で、次の各項に該当する者

1、昭和三十六年五月一日現在満十八才以上満二十五才未満の者（昭和十一年五月二日から昭和十八年五月一日までの間に出生した者）

2、新制高校卒業者もしくはこれと同等以上の学力を有する者

3、次の身体条件を備えている者

（イ）身長　一六〇糎以上

（ロ）胸囲　身長の二分一以上

（ハ）体重　五〇瓩以上

（ニ）視力　一、〇以上（矯正視力一、〇以上の場合は裸眼視力〇、六以上）

（ホ）聴力　完全

（ヘ）弁色力　完全

（ト）四肢　完全

4、次の各項に該当しない者

（イ）禁治産者及び準禁治産者

（ロ）禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（ハ）大分市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者

（ニ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5、採用後必ず本市内に居住することができる者

二、受験手続

1、消防署（庶務係）に準備してある「受験申込用紙」に必要事項を記入し押印して次の書類を添付して所定の期日まで消防署へ申込んで下さい。受験票は申込みと同時にお渡ししますので受験当日必ず持参して下さい。

（受験票には最近六ケ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向名刺型写真を貼付すること）

（イ）身元証明書

（ロ）卒業証明書（最終学校のものとし、中途退学者にあつては在籍事実を証明するもの）

（ハ）日本国籍を証明するもの

（申込用紙を郵送したものについては、受験票を送付します）

2、受験申込用紙を郵便で請求する場合、又は申込用紙を郵送する場合は、十円切手を貼付し、あて先を明記した封筒を同封すること

3、受付期間及び場所

昭和三十六年五月一日から十日まで、大分市消防署庶務係で受付けます（受付時間は毎日午前八時三十分から午後五時まで）郵送の場合は五月十日付けの消印のあるものは受付けます。

4、試験の方法、日時、場所

第一次試験＝五月十四日、荷揚町小学校で実施

筆記試験＝午前九時から正午まで（国語、数学、社会常識）

適性検査＝午後一時から三時まで（身長、体重等の測定及び簡単な体力テスト）

第二次試験

筆記試験（作文）

口述試験（人物考査）

（第二次試験は第一次試験の合格者について実施します。試験の日時及び場所は五月二十三日頃までに本人あてに通知します

なお自動車運転免許証を持つている方は、当日免許証を持参して下さい）

5　その他

（1）採用予定人員　消防士　二名

（2）採用予定者は本人あて通知する。

（3）採用は六月上旬の見込み

（4）初任給は高校卒業者九、九〇〇円（この外暫定手当、扶養手当等条例に定められた諸手当及び制服が支給される。）

（5）不明な点は消防署へ

第6回　大分市民体育大会と日本体操大会

と　き　五月二十一日　午前九時

ところ　舞鶴総合グラウンド、上野丘中学体育館、大商グラウンド、国鉄コート

競技種目　陸上競技、卓球、庭球、野球、柔道、剣道、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、サッカー、相撲、ラグビー、弓道、登山

参加資格　四月一日以前から市内の各校区に住んでいる方で、学生、生徒以外のもの。ただし、功能員、小学校の教員は勤務校から出場することができる

参加申込　参加申込は、必ず本大会のためにできた各校区の準備委員会等の機関を経由して行ない、個人からの直接の申込は認めない。

主催　大分市教育委員会

昭和24年5月23日
（第三種郵便物認可）　第356号　大分時報　昭和38年5月1日　（二）

順調に進む国保事業

利用者はのべ10万人

No. 1

▽…大分市に国民健康保健事業が開始されるようになつてちようど一年になります。そこでこの一年間の保険事業のあらましを国保課の係でいろいろときいてみました。…▽

被保険者

国民健康保険は他の健康保険等に加入していない人々を全部被保険者として運営していますが、その数は三月三十一日現在一二、一九四世帯、被保険者は三九、七九三人となつています。

保険給付

大分市では保険給付として療養の給付、療養費の支払、助産、葬祭給付を行なつてきましたので、この三つについて見て行くことにしましよう。

（一）療養の給付

これはみなさんが病院や診療所で被保険者証を提出して治療を受けた場合のことです。ただし療養の給付については、二月分及び三月分がまだ確定していませんので、一応昨年の四月から、本年一月までの分について調べて見ました。

①治療費総額

昨年四月から本年一月までの十ケ月間に国民健康保険で治療を受けた件数は延八万件でその治療費総額は、九千五百十二万円となり一件当り、一千百八十八円の治療費がかかつていることになりますこのうち、保険者負担として市で負担した額は四千六百五十六万円で一件当り五百八十円の負担をして来たことになります。又みなさんが治療を受けたとき、病院などの窓口で支払つた一部負担金が四千五百六十万円、結核予防法や生活保護法などの法律によつて国が負担した金額が三百万円にのぼつています。

受診状況

被保険者全員のうち何人が診療を受けているかという比率をみると、被保険者百人のうち二十人が毎月病院などで治療を受けていることになります。また過去十ケ月間の受診率をみると百人につき約二百件となつており、被保険者の方一人が二回診療を受けたことになります。

以上は本年一月までの確定した数字にもとづいたものですが、二月分、三月分の概算治療費を見込むとカゼなどの呼吸器系の病気の増加によつて件数一万八千件、治療費二千二百万円となり一ケ年間の総件数は九万八千件、治療費総額は一億一千七百万円程度になるのではないかと見込まれています。

したがつてこれにつれて一件当り費用額及び受診率などが幾分高くなると思われます。

（二）療養費

これは被保険者が旅行や緊急やむを得ない事情で被保険者証を使わずに、治療費を支払つた場合、市がその治療に要した費用を後日被保険者に現金で支払うことです昨年四月から本年三月までの過去一ケ年間の療養費の支払申請件数は、三百六十四件で治療費総額は九十万五千円、このうち保険者負担として市から、被保険者の方に支払つた額は二十七万五千円となつています。

「お母さん教室」を開講

市の衛生課では、お母さんや、近く母親となられる方を対象に、妊娠中の母体保護と赤ちゃんの保育について、次の地区で昭和三十六年度の「お母さん教室」を開くことになりました。該当者は近くの家庭でぜひ受講して下さい。

①講義内容

第一日目＝栄養について、妊娠中の衛生、自宅分娩の準備と赤ちゃんの衣類、分娩と産じよく

第二日目＝赤ちゃんの入浴、新生児の保育、受胎調節、医師（婦人科長）による質疑応答

②日程と場所

五月八日、九日（八幡農協事務所）五月十五日、十六日（南大分公民館）五月二十一日、二十二日（滝尾公民館）五月二十九日、三十日（寺崎公民館）六月五日、六日（萩原明治水路事務所）

開講時間は、いずれも午後一時から午後四時までです。

一日から「憲法週間」

法律無料相談など行なう

日本の新憲法は、昭和二十二年五月三日に施行され、今年でちようど十四年になります。

そこで、五月三日の憲法記念日を含む一週間（五月三日から七日まで）を憲法週間として全国的にいろいろな行事が行なわれます。

大分市でも大分地方（家庭）裁判所などを開設します。期間中大分地方裁判所と家庭裁判所が行なう主な行事は次の通りです。

五月一日午後四時三十分から裁判官講演による「憲法講座」（放送局「NHK」）

五月一日、二日、[illegible]

「少年、家事相談所」を家裁の少年部、家事部に設けます。

五月四日午前十時から午後三時まで「無料法律相談所」を地裁会議室に設けます。

また、期間中、市内および近郊の各学校、婦人会など諸団体からの希望により裁判官、検察官、弁護士が出張講演をするほか、裁判所の見学、傍聴なども行ないますので希望者は裁判所までご連絡下さい。

みんな力を合せて

ハエと蚊をなくしましよう

毎年いまごろになるとハエと蚊が、すさまじい勢いで繁殖し活動をはじめます。そうして、いまごろの一匹が夏になると何万匹という数になつて我々の日常生活に脅威を与えます。だから今のうちにハエと蚊をなくすことが必要です。

そこで、市の衛生課では、大分市からハエと蚊を一掃しようと毎年「ハエと蚊をなくす運動」を全市的に行なつています。たとえば各町の衛生組合単位に清掃日を設けてハエや蚊の発生しそうな場所の清掃をお願いしたり、薬剤の共同散布を行なつて効果をあげています。しかしこういつた運動は一朝一夕になるものでなく根気のいる仕事です。

市民の皆さんも次のことを実行し、大分市からハエと蚊を一掃し快適な生活ができるよう努めましよう。

ハエの駆除

①ゴミ箱はいつも、きれいに整備しておくこと。

②ゴミをやたらにすてないで、フタのある容器に入れること。

③便所の汲取口は完全にフタをし密には網をはること。

④空地や川にゴミをすてないこと

⑤肥料だめ、畜舎などには網戸をはるか幾留ふん霧をすること。

⑥町内の清掃日には積極的に協力すること。

⑦薬剤散布は、なまけずに行なうこと。

蚊の駆除

①水たまりは全部土で埋めること

②防火用水などは、魚を飼つたり水をよくとりかえたりして、ボーフラのわかないようにすること。

③下水はたえず清掃して流れをよくしておくこと。

④戸外におき忘れた空カン、空ビンなどに雨水がたまらないようにすること。

写真＝活躍する衛生課の衛生班

市民登山会

集合場所と日時　五月七日午前七時三十分、大分[illegible]合、出発は午前八時

コース　柞原八幡（バス利用）―城嶽―山頂―[illegible]

経費　八〇円（当日受付）

なお、山頂で「登山のよろこび」「[illegible]の話物（島の話）」について話をきく会をもうける[illegible]

主催　大分市教育委員会

食用家畜の霊を慰め供養を行なう

このほど北太平寺にある市営と場に、市内の食肉業組合の組合員さんや市役所の関係者などおよそ八〇名が集まり、慰霊祭という一風変わつた食用家畜の供養を感ずたお行なわれました。

この慰霊祭は、昨年ここで殺され、われわれの食糧に供ぜられた家畜の霊を慰めようというもので、型通りお坊さんの読経があつたのち、[illegible]長さんからていねいなお話がのべられ、次々と焼香もおこなわれ、全く人間味[illegible]でした。

昨年ここで殺された牛、馬、[illegible]は全部で五、四六九頭で、その内訳は牛一、五八九頭、小牛九四頭、馬一、〇五七頭、豚一、四五〇頭山羊、羊二七九頭となつています

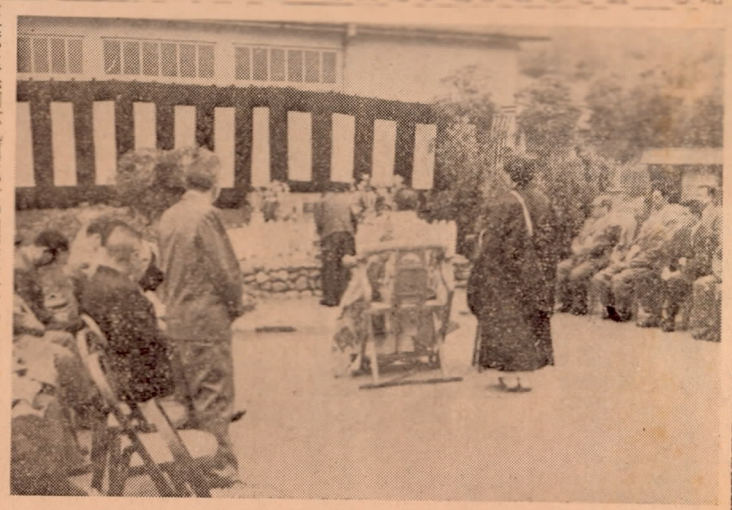

写真＝獣魂慰霊祭

赤十字募金運動にご協力下さい

五月一日から赤十字募金運動が開始されることになりました。

この募金運動は、毎年「赤十字週間」として行なわれ、赤十字社は国際赤十字の一員として赤十字精神のもとついて世界人類の平和と幸福のために、[illegible]活動をしています。

たとえば、国内的には在日朝鮮人の帰国事業や更に[illegible]ラングーン（日本病院）[illegible]、ハワイ津波、チリー地震、パキスタンの台風、ラオスの内戦、[illegible]災害救援[illegible]の実を挙げています。また国内的には台風による災害、チリー地震津波による被災者の救援に積極的に救護活動を実施しております。これは全く市民の方々の被災者に対する温い同情心の発露でまことに感激に堪えません。

市民の皆さん並び赤十字社しご支援ご協力を賜いておりますことを厚くお礼申上げますと共に昭和三十六年度赤十字運動につきましては、近く募金委員を通じ、ご寄付をお願い申上げますので一段とご協力を賜わりますようお願い申上げます。

実弾射撃実施のお知らせ

第四管区小火器射撃訓練隊では別府市十文字射撃場でライフル銃などの実弾射撃を行ないます。

実施期間は五月二日から十日まで（毎日午前六時から午後七時まで）となつていますので、期間中この方面へご用のある方はご注意下さい。

寄付のお礼

大分市社会福祉協議会は、もと大分市玉子町二丁目開業歯科医、大沢喜市氏の夫人秀子氏より大分市を去るに当り金一封のご寄付を社会事業のためいただきました。厚くお礼申し上げます。

また荷揚町南七組、中村信幸氏、長浜五組岩田豊一氏より清心園に市社会福祉協議会を通じてご寄付いただきました、厚くお礼申上げます。

ただいま

固定資産台帳縦覧中

一月から新しい被保険者証で

国保[illegible]は、この[illegible]ですでに使用されている被保険者証[illegible]ことになりました。

[illegible]おわり、取替え後は新しい被保険者証を使つていただくことになります。被保険者証の取替日時及び場所は後日自治委員さん又は自治運営委員さんを通じてお知らせします。なお六月一日からは現在使つている国民健康保険被保険者証は無効となり、病院などでは使えなくなりますのでご注意下さい。

毛糸しゝゆう講習会

輸出用の毛糸しゝゆうで知られる豊美会では、昨年十一月の工賃引き上げに続き、五月五日から四割近くの工賃値上げを決定しました。

素人でもちよつとなれると高級もので月に約一万円、平均して四・五千円の収入を得ることができるといいますから大へん有利な内職になります。

豊美会では次により毛糸しゝゆうの講習会を開きますので、初心者の方ぜひご参加下さい。

入荷しましたので、経験者は早目に豊美会までお申し込み下さい。

日時　五月六日から一週間毎日午前九時半から午後四時まで

場所　外堀、中央公民館内豊美会（電②四九五四番）

費用　八〇〇円（道具代いつさいを含みます）

[illegible]

工業経営講座の生徒募集

臨海工業地帯の造成により、大分市は将来大工業都市として発展することは既成の事実です。

したがつて、工業及び商業経営も大工業地帯としての構想をもちこれに対処できる知識と教養を身につけることが必要です。

そこで、中央公民館では次により第一期工業経営講座を開設しますので、希望者はお申し込み下さい。

一、主催　大分市中央公民館　大分大学経済学部

二、日時　五月二十一日開講六月二十四日閉講（日曜祝日は休講）毎日午後七時から九時まで

三、場所　大分市中央公民館

四、講師及び演題

五月二十二日～六月一日　金融の基礎問題　高崎　久教授

六月二日～六月十三日　外国貿易と経済発展　内田武雄教授

六月十四日～六月二十四日　生産管理　岡田吾郎教授

五、応募資格

工業、商業経営者及び従業員その他一般の希望者

六、会費　無料（但しテキストその他の実費は頂くことがあります。）

七、申込　五月十五日まで、但し先着順に八十名を受付ける。受講希望者はハガキに聴講希望講師名　住所（くわしく）氏名、年令、職業を明記の上、大分大学経済学部内工業経営講座係宛申し込むこと

第4回工業基礎学夜間講習会

市は工業技術振興対策の一環として次の通り工業基礎学夜間講習会を開催します。

（一）期間　五月十二日から、八月十一日まで、毎週月、水金の三日間、毎日午後六時から八時まで、通算四十日の八十時間

（二）会場　大分商工会議所二階ホール

（三）講師　大分工業高等学校の先生

（四）講習科目　機械材料、機械工作の二科目

（五）受講料　無料

（六）申込期日　五月六日まで

（七）申込先　大分市商工観光課